

高知大学医学部附属病院メディカル・サプライセンター規則

平成16年4月1日
規則第247号

最終改正 平成25年7月9日規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学医学部附属病院規則（平成16年4月1日施行）第8条の3第6項の規定に基づき、メディカル・サプライセンターに関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 メディカル・サプライセンターは、病院の診療に関する医療材料、滅菌医療機器及び医療ガスの供給管理の適正化及び効率化を図ることを目的とする。

(部門)

第3条 メディカル・サプライセンターに、その業務を分掌させるために次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 物流管理部門
- (2) 滅菌管理部門
- (3) 医療ガス管理部門

(物流管理部門)

第4条 物流管理部門においては、次の各号に掲げる業務を処理する。

- (1) 物品の発注に関すること。
- (2) 物品の検収に関すること。
- (3) 物品の搬送・供給に関すること。
- (4) その他物流管理に関すること。

(滅菌管理部門)

第5条 滅菌管理部門においては、次の各号に掲げる業務を処理する。

- (1) 器械、器具及び衛生材料の滅菌に関すること。
- (2) 器械、器具及び衛生材料の供給管理に関すること。
- (3) その他滅菌管理に関すること。

(医療ガス管理部門)

第6条 医療ガス管理部門においては、次の各号に掲げる業務を処理する。

- (1) 医療ガスの安全管理に関すること。

(2) 医療ガスの供給に関すること。

(3) その他医療ガスに関すること。

(センター長及び部門長)

第7条 メディカル・サプライセンターに、センター長を置き、病院長が委嘱する。

2 各部門に部門長を置く。

3 部門長は、センター長が推薦し、病院長が指名する。

4 部門長は、センター長を助け、当該部門の業務を統括する。

(委員会)

第8条 メディカル・サプライセンターの運営に関し必要な事項を審議するため、メディカル・サプライセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会については、別に定める。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、メディカル・サプライセンターの運営等に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年5月26日から施行し、平成16年5月11日から適用する。

附 則（平成17年7月1日規則第545号）

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成23年3月8日規則第84号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第107号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月6日規則第19号）

この規則は、平成23年7月6日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年2月7日規則第58号）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 高知大学医学部附属病院ME機器管理室内規は、廃止する。

附 則（平成25年7月9日規則第28号）

この規則は、平成25年7月9日から施行する。